

4、半日ドックのオプション検査補助

内 容	半日ドックで全額自己負担のオプション検査を受診された場合、上限2,000円(税込)を補助します。 P8～P13の半日ドックを実施するすべての健診機関で利用できます。
利用方法	「半日ドック受診票」裏面にある「オプション検査補助券」を利用します。
注意事項	<p>(1) 半日ドック受診の際、全額自己負担のオプション検査費用に対し、2,000円(税込)を上限に補助します。 ただし、補助券のみの利用はできません。</p> <p>(2) オプション検査費用の合計金額が2,000円を超える場合、2,000円を超える部分は、本人負担となります。 2,000円を超える部分については、受診当日に健診機関の窓口でお支払いください。</p> <p>(3) オプション検査のメニューは、健診機関によって異なります。詳しくは健診機関にお問い合わせください。 また、オプション検査の申込方法については、健診機関からの案内に従ってください。</p> <p>(4) 補助券を利用できるオプション検査は、半日ドックの当日に受診できるものに限りします。</p> <p>(5) 事前に予約が必要なオプション検査については、受診人数に限りのあるものもあり、受診できないこともあります。 詳しくは、健診機関にお問い合わせください。</p> <p>(6) 他の公費負担のあるオプション検査を利用する場合、この補助券は利用できません。</p> <p>(7) 食事または宿泊を含むオプションに係る経費には、この補助券は利用できません。 また、他の機関への提携・斡旋によるオプション検査には、この補助券は利用できません。</p>

○オプション検査補助券を使用したときは、サインを忘れずに！！

「半日ドック受診票」裏面の「オプション検査補助券」に利用確認の署名をお願いします。

○職務専念義務の免除について

・この健診事業（再検査・精密検査を含む）を受診する組合員（任意継続組合員を含む）のうち、大阪府教育庁または、大阪府の教育機関に勤務する教職員は、大阪府教育委員会において、健診の参加に要する時間、または日について、職務に専念する義務が免除されます。必要な時間の範囲内で受診者が含む権限者（学校長等）に承認申請してください。（配偶者を除く。）

・市町村立学校等に勤務する教職員については、各市町村教育委員会教育長に対して、職務専念義務の免除についての配慮を依頼しています。

○その他

・当支部は、健診（人間ドック）事業に関わる個人情報の収集、利用、提供、管理などについて、個人情報の保護に関する法律を遵守のうえ、業務の範囲内で使用します。

・大阪府教育委員会教育長、各市町村教育委員会教育長等からの求めに応じて、当該決定者の「受診状況」の情報を提供する場合があります。